7　次に掲げる区域の直上空域で高度5,500m以下のもの

イ　N34°48′07″E135°02′20″の地点、N34°41′28″E134°27′49″の地点、N34°33′02″E134°30′00″の地点、N34°25′44″E134°30′00″の地点及びN34°48′07″E135°02′20″の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域

ロ　関西ＶＯＲを中心とする半径126㎞の円内の区域のうちN34°03′46″E134°19′00″の地点とN33°55′38″E133°58′49″の地点を結ぶ直線の南側にあり、N34°03′46″E134°19′00″の地点とN33°37′02″E134°19′00″の地点を結ぶ直線の西側にあり、かつ、N33°37′14″E134°14′22″の地点とN33°37′02″E134°19′00″の地点を結ぶ直線の北側にあるもの（N34°19′35″E133°57′12″の地点を中心とする半径43㎞の円内の区域に係るものを除く。）

8　次に掲げる区域の直上空域で高度1,500mを超え5,500m以下のもの

イ　N34°13′00″E134°28′35″の地点、N34°13′00″E134°19′32″の地点、N34°11′36″E134°19′00″の地点、N33°58′01″E134°19′00″の地点、N33°58′27″E134°33′23″の地点及びN34°13′00″E134°28′35″の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域

ロ　徳島ＶＯＲＴＡＣ（N34°08′E134°37′）を中心とする半径27㎞の円内の区域のうちN34°13′00″E134°19′32″の地点とN34°11′36″E134°19′00″の地点を結ぶ直線の西側にあるもの

9　次に掲げる区域の直上空域で高度1,850mを超え5,500m以下のもの

イ　N34°22′32″E134°25′24″の地点、N34°18′42″E134°06′06″の地点、N34°11′58″E134°06′12″の地点、N33°56′33″E133°58′18″の地点、N33°55′38″E133°58′49″の地点、N34°03′46″E134°19′00″の地点、N34°13′00″E134°28′35″の地点及びN34°22′32″E134°25′24″の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域（８に係るものを除く。）

ロ　N34°19′35″E133°57′12″の地点を中心とする半径43㎞の円内の区域のうちN34°03′46″E134°19′00″の地点とN33°55′38″E133°58′49″の地点を結ぶ直線の南側にあるもの

ハ　関西ＶＯＲを中心とする半径126㎞の円内の区域のうちN33°56′33″E133°58′18″の地点とN33°55′38″E133°58′49″の地点を結ぶ直線の西側にあるもの

ニ　N33°58′27″E134°33′23″の地点、N33°58′01″E134°19′00″の地点、N33°37′02″E134°19′00″の地点、N33°36′07″E134°40′43″の地点及びN33°58′27″E134°33′23″の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域

10　N34°41′28″E134°27′49″の地点、N34°37′11″E134°05′49″の地点、N34°18′42″E134°06′06″の地点、N34°22′32″E134°25′24″の地点、N34°25′44″E134°30′00″の地点、N34°33′02″E134°30′00″の地点及びN34°41′28″E134°27′49″の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域の直上空域で高度2,450mを超え5,500m以下のもの

11　次に掲げる区域の直上空域で高度2,750mを超え5,500m以下のもの

イ　N34°37′11″E134°05′49″の地点、N34°36′25″E134°02′12″の地点、N34°32′51″E133°50′40″の地点、N33°56′33″E133°58′18″の地点、N34°11′58″E134°06′12″の地点及びN34°37′11″E134°05′49″の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域

ロ　関西ＶＯＲを中心とする半径126㎞の円内の区域のうちN34°32′51″E133°50′40″の地点とN33°56′33″E133°58′18″の地点を結ぶ直線の西側にあるもの

12　次に掲げる区域の直上空域で高度6,100m以下のもの

イ　N34°56′49″E135°48′57″の地点、N34°48′07″E135°02′20″の地点、N34°25′44″E134°30′00″の地点、N34°13′00″E134°30′00″の地点、N34°13′00″E134°50′28″の地点、N33°55′51″E135°09′41″の地点、N33°46′36″E135°05′00″の地点、N33°35′00″E135°05′00″の地点、N34°14′17″E135°59′56″の地点、N34°29′23″E136°13′40″の地点、N34°55′14″E135°55′24″の地点及びN34°56′49″E135°48′57″の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域（南紀ＶＯＲ（N33°40′E135°22′）を中心とする半径25㎞の円内の区域に係るものを除く。）

ロ　伊丹ＮＤＢを中心とする半径81㎞の円内の区域のうちN34°29′23″E136°13′40″の地点とN34°14′17″E135°59′56″の地点を結ぶ直線の東側にあるもの

13　N34°13′00″E134°50′28″の地点、N34°13′00″E134°38′38″の地点、N34°05′27″E134°42′32″の地点、小松島ＮＤＢ（N33°59′E134°39′）、N33°43′23″E135°05′00″の地点、N33°46′36″E135°05′00″の地点、N33°55′51″E135°09′41″の地点及びN34°13′00″E134°50′28″の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域の直上空域（徳島ＶＯＲＴＡＣを中心とする半径10㎞の円内の区域に係るものを除く。）で高度900mを超え6,100m以下のもの

14　次に掲げる区域の直上空域で高度1,500mを超え6,100m以下のもの

イ　N34°13′00″E134°38′38″の地点、N34°13′00″E134°28′35″の地点、N33°58′27″E134°33′23″の地点、小松島ＮＤＢ、N34°05′27″E134°42′32″の地点及びN34°13′00″E134°38′38″の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域

ロ　徳島ＶＯＲＴＡＣを中心とする半径10㎞の円内の区域のうちN34°13′00″E134°38′38″の地点とN34°05′27″E134°42′32″の地点を結ぶ直線の東側にあるもの

15　次に掲げる区域の直上空域で高度1,850mを超え6,100m以下のもの

イ　N34°25′44″E134°30′00″の地点、N34°22′32″E134°25′24″の地点、N34°13′00″E134°28′35″の地点、N34°13′00″E134°30′00″の地点及びN34°25′44″E134°30′00″の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域

ロ　小松島ＮＤＢ、N33°58′27″E134°33′23″の地点、N33°36′07″E134°40′43″の地点、N33°35′00″E135°05′00″の地点、N33°43′23″E135°05′00″の地点及び小松島ＮＤＢを順次に結ぶ直線によって囲まれる区域

16　南紀ＶＯＲを中心とする半径25㎞の円内の区域のうちN34°14′17″E135°59′56″の地点とN33°35′00″E135°05′00″の地点を結ぶ直線の北側にあり、かつ、N33°43′23″E135°05′00″の地点とN33°35′00″E135°05′00″の地点を結ぶ直線の東側にあるものの直上空域で高度2,450m以上6,100m以下のもの

表徳島進入管制区の項１中「信太ＶＯＲ」の次に「（N34°30′E135°27′）」を加える。

表高知進入管制区の項を削る。

表宮崎進入管制区の項１イ中「清水ＶＯＲＴＡＣ」の次に「（N32°45′E133°00′）」を加える。

附　則

この告示は、平成二十三年六月二日から施行する。

○国土交通省告示第四百四十七号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示（昭和五十二年運輸省告示第六百七号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年五月二日　　国土交通大臣　大畠　章宏

第一項の表札幌ＮＤＢの項及び同表羽田ＮＤＢの項を削る。

附　則

この告示は、平成二十三年六月二日から施行する。